

2025年10月1日

各位

株式会社 紀陽銀行

株式会社日本政策金融公庫との 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

株式会社紀陽銀行（頭取：原口 裕之）は、株式会社日本政策金融公庫和歌山支店（和歌山県内の支店を含む）（支店長兼国民生活事業統轄：加藤 卓、以下、日本公庫）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書（以下、本業務連携）」を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本業務連携は、危機事象発生時においても、地域の事業者に対して切れ目ない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できる体制を整備するものです。

紀陽銀行は、今後も関係機関と連携し、業務継続体制の強化を図り、危機事象発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

記

【業務連携内容】

名称	危機事象発生における業務連携
目的	危機事象（※）発生における連携を行い、地域の事業者に対する円滑な金融サービスの提供を継続し、地域経済の復興・発展を図ることを目的とする。 ※地震、津波、豪雨等の自然災害や感染症の発生等、地域経済に影響を及ぼす事象。
連携内容	<ul style="list-style-type: none"> （1）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援 （2）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者等の紹介 （3）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施 （4）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難 （5）被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用 （6）その他危機事象発生時に必要となる連携
締結日	2025年10月1日（水）

【締結式の様子】



以上

本取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」につながる取り組みです。

